

船舶事故調査報告書

平成30年2月21日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗組員負傷
発生日時	平成29年9月14日 08時23分ごろ
発生場所	福島県相馬市相馬港 相馬港南防波堤灯台から真方位200° 1,300m付近 (概位 北緯37° 50.0′ 東経140° 57.7′)
事故の概要	押船第57茂寿丸及び起重機船第12茂寿号は、係留場所で玉掛治具の組立作業中、甲板員1人が負傷した。
事故調査の経過	平成29年9月15日、主管調査官（仙台事務所）を指名原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 押船 第57茂寿丸、19トン 293-40459宮崎、ユウキ産業株式会社 B 起重機船 第12茂寿号、約1,949トン なし、株式会社伊東組
乗組員等に関する情報	A 船長、一級小型・特殊・特定 甲板員A、一級小型・特殊・特定 甲板員B、一級小型・特殊・特定
負傷者	A 軽傷 1人（甲板員B） B なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 南、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏
事故の経過	A船は、船長、甲板員A及び甲板員Bほか4人が乗り組み、その船首部をB船の船尾凹部に嵌合して押船列（以下「A船押船列」という。）を構成して相馬港南防波堤に係留していた。 A船の乗組員は、消波ブロックの吊り上げ作業の開始に当たり、B船の甲板上において、B船のクレーンのワイヤ先端に取り付けられた消波ブロック用玉掛治具の交換作業を行っていた。 甲板員Aは、取付予定である板状の錨型をした玉掛治具（以下「本件フック」という。）の組立作業中、本件フックにシャックルをつなぐ目的で本件フック上部のシャックル取付け用の穴に鉄棒を差し込み、てこの原理を利用して本件フックを横に起こしていた。 甲板員Bは、本件フックを起こすのを補助しようと、本件フックに手を掛けたところ、甲板員Aが本件フック上部の穴に差し込んでいた鉄棒が同穴部で滑り、同鉄棒が外れて本件フックが倒れ、本件フックと甲板との間に右手中指及び環指が挟まれた。 甲板員Bは、船上にて応急手当を受けた後、病院を受診し、右手中

	<p>指環指末節骨骨折及び右中指圧挫創と診断された。</p> <p>本件フックは、消波ブロック（64 t）用で、重さが約60kgであった。</p> <p>本件フックは、シャックルをつなぐ際、本件フックとシャックルとが直角に交差するので、本件シャックルを甲板に対して90度に起こす必要があった。</p>
分析	<p>A船押船列は、相馬港において本件フックの組立作業中、甲板員Aが鉄棒を使用してこの原理により本件フックを起こそうとしたところ、鉄棒が外れて本件フックが倒れたことから、作業を補助しようと本件フックに手を掛けていた甲板員Bが、右手中指及び環指を本件フックと甲板との間に挟まれ、負傷したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、A船押船列が、相馬港において本件フックの組立作業中、甲板員Aが鉄棒を使用してこの原理により本件フックを起こそうとしたところ、鉄棒が外れて本件フックが倒れたため、作業を補助しようと本件フックに手を掛けていた甲板員Bが、右手中指及び環指を本件フックと甲板との間に挟まれたことにより発生したものと考えられる。</p>
参考	<p>B船の船舶所有者は、本事故後、玉掛治具に吊ピースを溶接して甲板との間に隙間ができるようにし、また、玉掛治具にシャックルをつなぐ際にはクレーンを使用して吊り上げることなどの作業手順の改訂を行った。</p>